

【09建築・土木技術者 = 各種施工管理及び安全管理業務】

ランク決定に関するおおよその条件を下記に表記します。

A ランク	<ul style="list-style-type: none"> ・専門工事の施工管理業務経験10年以上かつ、指導的立場での管理業務経験5年以上を有し次に挙げるような国家資格を取得していること。(原則として監理技術者) [1級建築施工管理技士・1級建築士・1級管工事施工管理技士] [1級土木施工管理技士・1級電気工事施工管理技士等] ・指導的立場での業務に必要なコミュニケーション能力・経験、及びふさわしい人格を有すること。勤怠・健康管理等に関して模範的であること。 ・業務の遂行に関して、年齢・健康状態等について特別の配慮を必要とせず、派遣先の通常の労働者と同程度の注意を払う労働者であること。
B ランク	<ul style="list-style-type: none"> ・専門工事の施工管理業務経験5年以上かつ、指導的立場での管理業務経験3年以上を有し次に挙げるような国家資格を取得していること。又は、同等以上の知識経験を有すること。 [2級建築施工管理技士・2級建築士・2級管工事施工管理技士] [2級土木施工管理技士・2級電気工事施工管理技士等] ・業務の遂行に必要なコミュニケーション能力・経験を有すること。勤怠・健康管理等に関して、一般的な社会人としての常識に基づいて勤務ができること。 ・業務の遂行に関して年齢・健康状態等を考慮し、高所での管理業務・暑さ／寒さが厳しい時期の現場滞在管理業務の割合に注意する等の特別な配慮を必要とすること。
C ランク	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として専門工事の施工管理業務経験が5年以内であり、PC/CADの基礎知識を有し、基本操作が可能であること。施工記録管理／施工計画書作成・総合工程表の理解に関しての知識が十分でなく、業務の遂行に関して一定の注意が必要であること。 ・業務の遂行に関して年齢・健康状態等を考慮し、高所での管理業務の原則禁止、暑さ／寒さが厳しい時期の現場滞在管理業務を軽減する等の特別な配慮を必要とすること。 ・年齢・健康状態・本人の希望等を考慮し、施工管理業務から安全管理業務への職種転換を行い、身体への負担が一定程度軽減された業務での勤務をしていること。

[基準値] 職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)別添2

令和4年度適用「09建築・土木技術者＝各種施工管理及び安全管理業務」の基準値は下記の通りです。

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	(別表1-1)
1,427円	1,631円	1,768円	1,838円	1,919円	2,156円	2,691円	

[地域加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

「令和2年度職業安定業務統計による地域指数」より該当地域を抜粋し、算定しています。☆

東京	114.30%	1.143	1年	1865	5年	2194	10年	2465
神奈川	109.40%	1.094		1785		2100		2359
千葉	105.70%	1.057		1724		2029		2279
埼玉	105.80%	1.058		1726		2031		2282
その他の県	105.70%	1.057		1724		2029		2279

※地域は、就業地が想定される東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の4地域と、その他の県とします。
 ※その他の県には、東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪以外の全ての県が該当します。
 (労使協定第3条項3)大阪が就業地となった場合には、神奈川の基準を適用します。

[退職金加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

東京	退職金加算 (6%)	0.06	1年	112	5年	132	10年	148
神奈川				108		126		142
千葉				104		122		137
埼玉				104		122		137
その他の県				104		122		137

[合計金額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。(別表1-2)

～比較値～

東京	1年	1977	5年	2326	10年	2613
神奈川		1893		2226		2501
千葉		1828		2151		2416
埼玉		1830		2153		2419
その他の県		1828		2151		2416

下記に、弊社が定める各ランクの基本給額及び賞与額を示します。(令和4年度)

[基本給額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

Aランク	基本給額 1909	賞与額 391	合計額 2300	←10年の概算値
Bランク	基本給額 1610	賞与額 330	合計額 1940	← 5年の概算値
Cランク	基本給額 1378	賞与額 282	合計額 1660	← 1年の概算値

- ※「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般給与・賞与の額(時給換算)」の数字には賞与(特別給与)を含んでいます。
- ※ 本給与テーブルでの賞与の支給基準は、会社で勤務する年俸制正社員の給与規定を準用し、合計額の17%相当が該当します。(派遣社員就業規則第41条)
- ※ 給与テーブルの基準値は1年～2年以内に、新たに発表される「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般給与・賞与の額(時給換算)」を参照して見直しを行うこととします。

[地域加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

☆「令和2年度職業安定業務統計による地域指数」の該当地域と同等以上に算定しています。

東京	114.50%	1.145	Cランク	Bランク	Aランク	1901	2222	2634
神奈川	109.40%	1.094				1817	2123	2517
千葉	105.70%	1.057				1755	2051	2432
埼玉	105.80%	1.058				1757	2053	2434
その他の県	105.70%	1.057				1755	2051	2432

- ※給与及び賞与の金額に当該年度の地域指数を乗じることとします。
(地域は、就業地が想定される東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の4地域と、その他の県とします。)
- ※その他の県には、東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪以外の全ての県が該当します。
(労使協定第3条項3)大阪が就業地となった場合には、神奈川の基準を適用します。
- ※地域加算は、派遣労働者の勤務地ではなく、当該契約を締結した派遣先の所在地を基準として算定しています。

[退職金加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

東京	退職金加算 (6%) 0.06	Cランク	Bランク	Aランク	115	134	159
神奈川					110	128	152
千葉					106	124	146
埼玉					106	124	147
その他の県					106	124	146

[支給金額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。(別表2)

東京	Cランク	2016	Bランク	2356	Aランク	2793
神奈川		1927		2251		2669
千葉		1861		2175		2578
埼玉		1863		2177		2581
その他の県		1861		2175		2578

※職務内容等の向上があった場合には、追加の手当を支給することとします。
 派遣労働者の勤務評価の結果、同じ職務の内容(Aランク・Bランク・Cランク)であっても、
 派遣労働者の職務に係る経験の蓄積、能力の向上があった場合／一定程度の困難な
 業務に対応している場合には、基準給与額の1%～10%の範囲で追加の能力手当を支給します。

※ 出張手当・住宅手当・家族手当の支給がある場合は、派遣社員国内出張旅費規程、
 派遣社員就業規則に基づいて別途支給するものとします。各手当は、賃金として時給換算します。
 出張手当： 500円／日～ 4,000円／日 時給換算した場合： 63円／H～500円／H
 住宅手当：16,800円／月～33,600円／月 時給換算した場合：100円／H～200円／H
 家族手当：16,800円／月～33,600円／月 時給換算した場合：100円／H～200円／H

※ 会社は、再雇用された派遣労働者の継続雇用期間(期限)が65歳以上の年齢であっても、
 本人が希望をする場合、労働契約を延長する場合があります。(派遣社員就業規則第15条)

【25一般事務員 = 事務系派遣労働者】

ランク決定に関するおおよその条件を下記に表記します。

A ランク	<ul style="list-style-type: none"> ・業務経験10年以上かつ、担当業務の指導管理ができること。 ・PCスキルにおいては、Excel＝上級レベル・Word中級レベル・PowerPoint中級レベル以上等専門性が高い次に挙げるような資格を有すること。 [MOS認定(エキスパート,スペシャリスト)、日商簿記検定(1級,2級)] [建設業経理事務士(1級,2級)、第一種衛生管理者 等] ・指導的立場での業務に必要なコミュニケーション能力・経験、及びふさわしい人格を有すること。勤怠・健康管理等に関して模範的であること。
B ランク	<ul style="list-style-type: none"> ・業務経験5年以上かつ、担当業務の遂行が問題なくできること。 ・PCスキルにおいては、Excel＝中級レベル・Word中級レベル・PowerPoint初級レベル以上等専門性が高い次に挙げるような資格を有する。 又は、明らかに同等以上の能力を有すること。 [MOS認定(エキスパート,スペシャリスト)、日商簿記検定(1級,2級)] [建設業経理事務士(1級,2級)、第一種衛生管理者 等] ・業務の遂行に必要なコミュニケーション能力・経験を有すること。勤怠・健康管理等に関して、一般的な社会人としての常識に基づいて勤務ができること。
C ランク	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として事務系業務の経験が5年以内であること。 ・PCスキル全般・各種帳票類の分類及びデータ入力・分類データに基づく注文書等の作成／建設業においては、建設業の経理事務に必要とされる仕訳に関する知識が十分でないこと。

[基準値] 職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)別添2

令和4年度適用「25一般事務員=事務系派遣労働者」の基準値は下記の通りです。

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1,047円	1,197円	1,297円	1,349円	1,408円	1,582円	1,975円	(別表1-1)

[地域加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

「令和2年度職業安定業務統計による地域指数」より該当地域を抜粋し、算定しています。☆

東京	114.30%	1.143	1年	1369	5年	1610	10年	1809
神奈川	109.40%	1.094		1310		1541		1731
千葉	105.70%	1.057		1266		1489		1673
埼玉	105.80%	1.058		1267		1490		1674
その他の県	105.70%	1.057		1266		1489		1673

※地域は、就業地が想定される東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の4地域と、その他の県とします。
 ※その他の県には、東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪以外の全ての県が該当します。
 (労使協定第3条項3)大阪が就業地となった場合には、神奈川の基準を適用します。

[退職金加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

東京	退職金加算 (6%)	0.06	1年	83	5年	97	10年	109
神奈川				79		93		104
千葉				76		90		101
埼玉				77		90		101
その他の県				76		90		101

[合計金額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。(別表1-2)
 ~比較値~

東京	1年	1452	5年	1707	10年	1918
神奈川		1389		1634		1835
千葉		1342		1579		1774
埼玉		1344		1580		1775
その他の県		1342		1579		1774

下記に、弊社が定める各ランクの基本給額及び賞与額を示します。(令和4年度)

[基本給額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

Aランク	基本給額 1394	賞与額 286	合計額 1680	←10年の概算値
Bランク	基本給額 1195	賞与額 245	合計額 1440	← 5年の概算値
Cランク	基本給額 1029	賞与額 211	合計額 1240	← 1年の概算値

- ※「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般給与・賞与の額(時給換算)」の数字には賞与(特別給与)を含んでいます。
- ※本給与テーブルでの賞与の支給基準は、会社で勤務する年俸制正社員の給与規定を準用し、合計額の17%相当が該当します。(派遣社員就業規則第41条)
- ※給与テーブルの基準値は1年～2年以内に、新たに発表される「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般給与・賞与の額(時給換算)」を参照して見直しを行うこととします。

[地域加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

☆「令和2年度職業安定業務統計による地域指数」の該当地域と同等以上に算定しています。

東京	114.50%	1.145	Cランク	1420	Bランク	1649	Aランク	1924	
神奈川	109.40%	1.094		1357				1576	1838
千葉	105.70%	1.057		1311				1523	1776
埼玉	105.80%	1.058		1312				1524	1778
その他の県	105.70%	1.057		1311				1523	1776

- ※給与及び賞与の金額に当該年度の地域指数を乗じることとします。
(地域は、就業地が想定される東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県との4地域と、その他の県とします。)
- ※その他の県には、東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪以外の全ての県が該当します。
(労使協定第3条項3)大阪が就業地となった場合には、神奈川の基準を適用します。
- ※地域加算は、派遣労働者の勤務地ではなく、当該契約を締結した派遣先の所在地を基準として算定しています。

[退職金加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

東京	退職金加算 (6%)	0.06	Cランク	86	Bランク	99	Aランク	116	
神奈川				82				95	111
千葉				79				92	107
埼玉				79				92	107
その他の県				79				92	107

[支給金額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。(別表2)

東京	Cランク	1506	Bランク	1748	Aランク	2040
神奈川		1439		1671		1949
千葉		1390		1615		1883
埼玉		1391		1616		1885
その他の県		1390		1615		1883

※職務内容等の向上があった場合には、追加の手当を支給することとします。
 派遣労働者の勤務評価の結果、同じ職務の内容(Aランク・Bランク・Cランク)であっても、
 派遣労働者の職務に係る経験の蓄積、能力の向上があった場合／一定程度の困難な
 業務に対応している場合には、基準給与額の1%～10%の範囲で追加の能力手当を支給します。

※出張手当・住宅手当・家族手当については、
 出張業務、転勤を伴う勤務先の変更がない為、支給の対象とならないこととします。

※ 会社は、再雇用された派遣労働者の継続雇用期間(期限)が65歳以上の年齢であっても、
 本人が希望をする場合、労働契約を延長する場合があります。(派遣社員就業規則第15条)

【64生産関連・生産類似 = CADオペレーター】

ランク決定に関するおおよその条件を下記に表記します。

A ランク	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的業務経験10年以上かつ、担当業務の指導管理ができること。 ・CADスキルにおいては、2次元CAD利用技術検定1級(建築・機械・トレス)、準1級の取得者。又は3次元CAD利用技術検定1級、準1級取得者。 ・建築・土木系においては、設計図面からの施工図面作成に関する知識を有すること。設備、プラント系についてはAutoCADに加えて、T-fas等の3Dソフトを使用しての十分な実務経験があり、当該業務に必要な知識があること。その他、次に挙げるような国家資格を有すること。 [1、2級建築施工管理技士・1、2級建築士・1、2級管工事施工管理技士] [1、2級土木施工管理技士・1、2級電気工事施工管理技士等] ・指導的立場での業務に必要なコミュニケーション能力・経験、及びふさわしい人格を有すること。勤怠・健康管理等に関して模範的であること。
B ランク	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的業務経験5年以上かつ、担当業務の遂行が問題なくできること。 ・CADスキルにおいては、2次元CAD利用技術検定準1級、2級の取得者。又は3次元CAD利用技術検定準1級、2級取得者。 ・建築・土木系においては、設計図面からの施工図面作成に関して、指示に基づいて作成できるだけの能力、業務経験があること。設備、プラント系についてはAutoCADに加えて、T-fas等の3Dソフトを使用しての業務経験や知識があること。その他、次に挙げるような国家資格を有すること。 [2級建築施工管理技士・2級建築士・2級管工事施工管理技士] [2級土木施工管理技士・2級電気工事施工管理技士等] ・業務の遂行に必要なコミュニケーション能力・経験を有すること。勤怠・健康管理等に関して、一般的な社会人としての常識に基づいて勤務ができること。
C ランク	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として業務経験が5年以内で、AutoCADを使用できること。 (CAD関係の検定資格3級、4級を取得しているレベル) ・各種図面を作成する為に必要とされる知識全般、及びスペック(材料等)・規格(JIS・ASME等)に関する知識が、専門職としてのCADオペレーターのレベルに達していないこと。

[基準値] 職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)別添2

令和4年度適用「64生産関連・生産類似=CADオペレーター」の基準値は下記の通りです。

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1,148円	1,312円	1,422円	1,479円	1,544円	1,735円	2,165円	(別表1-1)

[地域加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

「令和元年度職業安定業務統計による地域指数」より該当地域を抜粋し、算定しています。☆

東京	114.30%	1.143	1年	1500	5年	1765	10年	1984
神奈川	109.40%	1.094		1436		1690		1899
千葉	105.70%	1.057		1387		1633		1834
埼玉	105.80%	1.058		1389		1634		1836
その他の県	105.70%	1.057		1387		1633		1834

※地域は、就業地が想定される東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の4地域と、その他の県とします。
 ※その他の県には、東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪以外の全ての県が該当します。
 (労使協定第3条項3)大阪が就業地となった場合には、神奈川の基準を適用します。

[退職金加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

東京	退職金加算 (6%)	0.06	1年	90	5年	106	10年	120
神奈川				87		102		114
千葉				84		98		111
埼玉				84		99		111
その他の県				84		98		111

[合計金額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。(別表1-2)
 ~比較値~

東京	1年	1590	5年	1871	10年	2104
神奈川		1523		1792		2013
千葉		1471		1731		1945
埼玉		1473		1733		1947
その他の県		1471		1731		1945

下記に、弊社が定める各ランクの基本給額及び賞与額を示します。(令和3年度)

[基本給額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

Aランク	基本給額 1527	賞与額 313	合計額 1840	←10年の概算値
Bランク	基本給額 1311	賞与額 269	合計額 1580	← 5年の概算値
Cランク	基本給額 1112	賞与額 228	合計額 1340	← 1年の概算値

- ※「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般給与・賞与の額(時給換算)」の数字には賞与(特別給与)を含んでいます。
- ※ 本給与テーブルでの賞与の支給基準は、会社で勤務する年俸制正社員の給与規定を準用し、合計額の17%相当が該当します。(派遣社員就業規則第41条)
- ※ 給与テーブルの基準値は1年～2年以内に、新たに発表される「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般給与・賞与の額(時給換算)」を参照して見直しを行うこととします。

[地域加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

☆「令和2年度職業安定業務統計による地域指数」の該当地域と同等以上に算定しています。

東京	114.50%	1.145	Cランク	Bランク	Aランク	1535	1810	2107
神奈川	109.40%	1.094				1466	1729	2013
千葉	105.70%	1.057				1417	1671	1945
埼玉	105.80%	1.058				1418	1672	1947
その他の県	105.70%	1.057				1417	1671	1945

- ※給与及び賞与の金額に当該年度の地域指数を乗じることとします。
(地域は、就業地が想定される東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の4地域と、その他の県とします。)
- ※その他の県には、東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪以外の全ての県が該当します。
(労使協定第3条項3)大阪が就業地となった場合には、神奈川の基準を適用します。
- ※地域加算は、派遣労働者の勤務地ではなく、当該契約を締結した派遣先の所在地を基準として算定しています。

[退職金加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

東京	退職金加算 (6%) 0.06	Cランク	Bランク	Aランク	93	109	127
神奈川					88	104	121
千葉					86	101	117
埼玉					86	101	117
その他の県					86	101	117

[支給金額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。(別表2)

東京	Cランク	1628	Bランク	1919	Aランク	2234
神奈川		1554		1833		2134
千葉		1503		1772		2062
埼玉		1504		1773		2064
その他の県		1503		1772		2062

※職務内容等の向上があった場合には、追加の手当を支給することとします。
 派遣労働者の勤務評価の結果、同じ職務の内容(Aランク・Bランク・Cランク)であっても、
 派遣労働者の職務に係る経験の蓄積、能力の向上があった場合／一定程度の困難な
 業務に対応している場合には、基準給与額の1%～10%の範囲で追加の能力手当を支給します。

※出張手当・住宅手当・家族手当については、
 出張業務、転勤を伴う勤務先の変更がない為、支給の対象とならないこととします。

※ 会社は、再雇用された派遣労働者の継続雇用期間(期限)が65歳以上の年齢であっても、
 本人が希望をする場合、労働契約を延長する場合があります。(派遣社員就業規則第15条)